

令和5年 4月26日

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 早瀬 英俊

## 北海道補給処調達会計部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

### 3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
2P00040	総合無線試験器(JTS-Q200)(校正)ほか6件	北処	5.8.25	5.5.10	5.5.24	5.5.24 1300	防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) は問わない。	

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先  
〒061-1393  
北海道恵庭市西島松308番地  
陸上自衛隊島松駐屯地 北海道補給処調達会計部契約課  
TEL: 0123-36-8611 担当: 第2契約班(内線: 5257、5342)  
FAX: 0123-36-8719 (直通)



調達要求番号: JMCS1AA000X

陸上自衛隊仕様書		仕様書番号	
物品番号		NS-C200001	
電気関係計測器の校正			
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作成	平成29年11月 9日
		変更	平成 年 月 日
		作成部隊等名	北海道補給処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊北海道補給処において実施する電気関係計測器の校正(以下、“校正”という。)について規定する。

#### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002による。

#### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入れ替え又は見直し等の提出時における最新版とする。

#### 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

## 2 校正に関する要求

### 2.1 校正対象品目

校正対象品目(以下、“対象計測器”という。)は、調達要領指定書による。

### 2.2 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 j)に示す“校正”とする。

### 2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 a)に示す“標準(又は確定)作業方式”によるものとし、調達要領指定書に指定する場合を除き、表1による。

表1ー標準作業表

番号	工程名	作業内容
1	入場点検	対象計測器の外観を点検する。
2	校正	校正は、2.5, 2.6に基づき行うものとし、必要に応じて誤差を調整し、合否を判定する。
3	包装等	包装等は、4による。

### 2.4 校正作業

校正は、表1に示す各工程に応じて行い、合否を判定するものとする。

## 2.5 環境条件

環境条件は、調達要領指定書に指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の3.1.1による。

## 2.6 使用計測器

校正に使用する計測器は、対象計測器本来の規定(許容差範囲)を確認できる精度を有するものとするほか、調達要領指定書によって指定する。

## 2.7 校正基準

校正基準は、調達要領指定書による。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、南慣習による。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は、GLT-CG-Z000001の4.2による。

## 5 その他の指示

### 5.1 輸送

輸送は、調達要領指定書による。

### 5.2 添付書類

添付書類は、表2によるものとし、対象計測器1台ごとに、各1部を添付するものとする。

表2-添付書類

番号	書類名	部数	様式等
1	校正成績書	1	5.2 a)及び5.2 b)による。
2	使用計測器に関する書類		

a) 校正成績書の様式は、契約の相手方が定めた任意の様式とし、記載事項は、校正実施会社名、

校正実施者印、品名、型式、校正の可否、合格の内訳、室内温度、室内湿度、物品番号、器材

番号、製造者名、製造年月日及び校正年月日とする。

なお、合格の内訳は、表3による。

表3-合格の内訳

番号	内訳	判定基準
1	非調整	—
2	微調整	合格範囲内であるが最良に調整
3	調整	合格範囲外であるが調整によって合格
4	微修理	合格範囲外であるが軽微な修理によって合格

b) 使用計測器に関する書類の様式は、契約の相手方が定めた任意の様式とし、記載事項は、品名、

型式、製造者名及び校正有効期限とする。

### 5.3 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R05004
	調 達 要 求 番 号	3MCS1AA0004
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年4月24日
	作 成 部 課	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和5年4月18日
品 名	総合無線試験器 (JTS-Q200) (校正)	
仕 様 書 番 号	NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

- 1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目  
品 名 総合無線試験器 (JTS-Q200) × 2UN  
製造会社 アリソツ株式会社  
製造型式 MS2830A×2UN  
製造番号 6.261928762、6.262115288  
OP: 002、018、040、066、074、088、SC8361  
MX269000A (ソフトウェア)、MX269018A (ソフトウェア)
- 2 仕様書 2.6 使用計測器  
製造会社の推奨とする計測器を使用する。
- 3 仕様書 2.7 校正基準  
製造会社推奨の基準とする。
- 4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送  
輸送は、契約相手方が担任するものとする。
- 5 その他  
契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。  
なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R05006
	調 達 要 求 番 号	3MCS1AA0004
調 達 要 求 年 月 日	調 達 要 求 年 月 日	令和5年4月24日
	作 成 部 課	装備計画部通信電子課
品 名	作 成 年 月 日	令和5年4月18日
	光パルス試験器 (JTS-Q121-C) (校正)	
仕 様 書 番 号	NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

- 1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目  
品 名 光パルス試験器 (JTS-Q121-C) ×1UN  
製造会社 アンリツ株式会社  
製造型式 MW9070B  
製造番号 6200146439  
品 名 ユニット (構成品)  
製造会社 アンリツ株式会社  
製造型式 MW0975J  
製造番号 6200141855
- 2 仕様書 2.6 使用計測器  
製造会社の推奨とする計測器を使用する。
- 3 仕様書 2.7 校正基準  
製造会社推奨の基準とする。
- 4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送  
輸送は、契約相手方が担任するものとする。
- 5 その他  
契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。  
なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調達要領指定書	発簡番号	R05007
	調達要求番号	3MCS1AA0004
	調達要求年月日	令和5年4月24日
	作成部課	装備計画部通信電子課
品名	作成年月日	令和5年4月18日
	光パルス試験器 (JTS-Q175-B) (校正)	
仕様書番号	NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

- 1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目  
品名 光パルス試験器 (JTS-Q175-B) × 1 UN  
製造会社 アンリツ株式会社  
製造型式 MT9085A-053  
製造番号 6272469334
- 2 仕様書 2.6 使用計測器  
製造会社の推奨とする計測器を使用する。
- 3 仕様書 2.7 校正基準  
製造会社推奨の基準とする。
- 4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送  
輸送は、契約相手方が担任するものとする。
- 5 その他  
契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。  
なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。



調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R05008
	調 達 要 求 番 号	3MCS1A10004
調 達 要 求 年 月 日	調 達 要 求 年 月 日	令和5年4月24日
	作 成 部 課	装備計画部通信電子課
品 名	作 成 年 月 日	令和5年4月18日
	光パルス試験器 (JTS-Q174-B) (校正)	
仕 様 書 番 号	NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

- 1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目  
品 名 光パルス試験器 (JTS-Q174-B) ×2UN  
製造会社 アンリツ株式会社  
製造型式 MT9082A-064×2UN  
製造番号 6201225911、6201225912
- 2 仕様書 2.6 使用計測器  
製造会社の推奨とする計測器を使用する。
- 3 仕様書 2.7 校正基準  
製造会社推奨の基準とする。
- 4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送  
輸送は、契約相手方が担任するものとする。
- 5 その他  
契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。  
なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R05009
	調 達 要 求 番 号	3MCS1AA0004
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年4月24日
	作 成 部 課	装備計画部通信電子課
品 名	光パルス試験器 (JTS-Q121-B) (校正)	
	仕 様 書 番 号 NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

- 1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目  
品 名 光パルス試験器 (JTS-Q121-B) ×1 UN  
製造会社 アンリツ株式会社  
製造型式 MW9070B  
製造番号 6200016503  
品 名 ユニット (構成品)  
製造会社 アンリツ株式会社  
製造型式 MW0975J×1 UN  
製造番号 6200083090
- 2 仕様書 2.6 使用計測器  
製造会社の推奨とする計測器を使用する。
- 3 仕様書 2.7 校正基準  
製造会社推奨の基準とする。
- 4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送  
輸送は、契約相手方が担任するものとする。
- 5 その他  
契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。  
なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R05010
	調 達 要 求 番 号	3MCS1AA0004
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年4月24日
	作 成 部 課	装備計画部通信電子課
品	作 成 年 月 日	令和5年4月18日
	名	レギュレータスタ (3287) (校正)
仕 様 書 番 号	NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

- 1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目  
品 名 レギュレータスタ (3287) × 1 UN  
製造会社 日電機株式会社  
製造型式 3287  
製造番号 130106137
- 2 仕様書 2.6 使用計測器  
製造会社の推奨とする計測器を使用する。
- 3 仕様書 2.7 校正基準  
製造会社推奨の基準とする。
- 4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送  
輸送は、契約相手方が担任するものとする。
- 5 その他  
契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。  
なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R05011
	調 達 要 求 番 号	3MCS1AA0004
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年4月24日
	作 成 年 月 日	令和5年4月18日
品 名	作 成 部 課	装備計画部通信電子課
	クラノンレーザークハイトスタ (3283) (校正)	
仕 様 書 番 号	NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

- 1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目  
品 名 クラノンレーザークハイトスタ (3283) ×1 UN  
製造会社 日電電機株式会社  
製造型式 3283  
製造番号 0336291
- 2 仕様書 2.6 使用計測器  
製造会社の推奨とする計測器を使用する。
- 3 仕様書 2.7 校正基準  
製造会社推奨の基準とする。
- 4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送  
輸送は、契約相手方が担任するものとする。
- 5 その他  
契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。  
なお、“下請負承認申請書”の様式は、久礼及び契約心得に掲載されている。